

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

① 地域の概要・立地

湯沢市は、山形県、宮城県に隣接する秋田県の最南東部に位置し、県都秋田市へは直線距離で約 70km、宮城県仙台市へも同じく約 95km に位置している。隣接する両県とは、国道 13 号、108 号及び 398 号で結ばれており、秋田県の南の玄関口となっている。また、面積は 790.91 平方キロメートルで、秋田県の面積の約 6.8%を占めている。

東方の奥羽山脈、西方の出羽丘陵に囲まれた横手盆地を貫流する雄物川と、その支流である皆瀬川、役内川沿いに豊かな水田地帯を形成しており、県境付近の西栗駒一帯は、雄大な自然林を有しているほか、豊富な温泉群にも恵まれている。

内陸性気候で年間の気温差が大きく、1月と8月の月別平均気温では約 23.6 度の差があり、風速は一年を通じて 1.4m～3.4m前後となっている。

また、降水量は年間 1,500 mm程度であるが、冬季には積雪が多く、最大積雪量は市街地で 1m、山間地で 2mに達し、積雪期間は年間 100 日以上にも及ぶ豪雪地帯である。

平成 17 年(2005 年)3月に湯沢市、稲川町、雄勝町、皆瀬村が合併し、現在の湯沢市が誕生した。



② ゆざわ小町商工会・湯沢商工会議所の区分

平成 17 年 4 月、稲川町・雄勝町・皆瀬村の 3 商工会が合併し、「ゆざわ小町商工会」が誕生。「旧湯沢市」地区を管轄区域とする「湯沢商工会議所」と、2つの商工団体が併存する。

③ 想定される地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

地震や大雨の発生により、河川、ダム、ため池等の施設が決壊し、または破損した場合は水害となって大きな被害をもたらす恐れがある。湯沢市水防計画を策定するとともに、想定浸水深等の積極的な表示により、円滑・迅速な非難確保に努める。

■浸水深と浸水継続時間（前提：雄物川流域の2日間降雨量 350 mm）

河川名	区域	浸水深	浸水継続時間
雄物川	横堀・小野地区	～0.5m未満	12 時間
		0.5～3.0m未満	12 時間
	小野(桑崎)内	3.0～5.0m未満	72～168 時間
役内川	秋ノ宮地区	～0.5m未満	—
		0.5～3.0m未満	—
皆瀬川	駒形(三叉)内	～0.5m未満	12 時間
		0.5～3.0m未満	72 時間

■重要水防箇所（令和元年度秋田県水防計画資料編）

河川名	区域	予想される危険概要	危険戸数・耕地
雄物川	下院内馬場 両岸	家屋浸水 田畑浸水	5 戸 2 4 ha
皆瀬川	稲庭町稲庭 右岸	田畑浸水	4 0 ha
	稲庭町岩城 左岸	堤防決壊・田畑流出	1 0 ha
	川連町大館 右岸	家屋浸水	8 5 戸
	駒形町 左岸	河川埋塞	1 0 ha
黒沢川	駒形町東福寺 両岸	家屋浸水 田畑浸水	5 0 戸 6 0 ha
役内川	秋ノ宮磯 両岸	家屋浸水 田畑浸水	1 0 戸 2 5 ha

（土砂災害：ハザードマップ）

地震や大雨による土砂災害の起こりやすい地形、地質、土地改変箇所を中心に、土砂災害危険箇所の実態を把握している。

■地すべり危険地区（雄勝地域振興局資料：H27/4/1 現在）

所 轄	地すべり危険地区			計	うち、地すべり 防止区域
	稲川地域	雄勝地域	皆瀬地域		
県河川砂防課		4	9	13(15)	2カ所(計52ha)
県農地整備課				0 (1)	
県森林整備課	1	2	3	6(11)	
合 計	1	6	12	19(27)	

※カッコ内は湯沢商工会議所地域含む

■急傾斜地（雄勝地域振興局資料：H27/4/1 現在）

傾斜 30 度以上、高さ 5m以上の急傾斜地で被害を及ぼすおそれのある箇所

所 轄	ランク	稲川地域	雄勝地域	皆瀬地域	計
県河川砂防課	ランクⅠ	9	24	13	46(112)
	ランクⅡ	6	34	39	79(161)
合 計		15	58	52	125(273)

※カッコ内は湯沢商工会議所地域含む

※ランクⅠ：区域内に人家 5 戸以上あるいは公共施設、病院、宿泊施設、福祉施設等がある場合

※ランクⅡ：区域内に人家 1～4 戸ある場合

■土石流(雄勝地域振興局資料：H27/4/1 現在)

山地は融雪や豪雨により多量の土砂を流出させるため、下流域では土砂災害の危険性が高い。特に直下型の地震では荒廃斜面の崩落や地盤のゆるみにより土石流が発生しやすくなる。

所 轄	ランク	稲川地域	雄勝地域	皆瀬地域	計
県河川砂防課	ランクⅠ	31	58	29	118(222)
	ランクⅡ	7	20	21	48 (93)
合 計		38	78	50	166(315)

※カッコ内は湯沢商工会議所地域含む

※ランクⅠ、ランクⅡは上記と同じ

■山地(雄勝地域振興局資料：H27/4/1 現在)

急峻な地形と脆弱な地質のため、特に融雪、大雨等により斜面・山腹崩壊の恐れがある。崩壊した土砂は土石流となって下流に被害を与える恐れがある。

所 轄	稲川地域	雄勝地域	皆瀬地域	計
県河川砂防課	13	79	30	122(183)

※カッコ内は湯沢商工会議所地域含む

(地震：湯沢市防災計画・J-SHIS(注))

湯沢市防災計画では、秋田県地震被害想定調査で検討されている中で、最大震度4以上で被害が想定されるのは陸域地震4パターン、海域地震2パターンとしている。これは国の地震調査研究推進本部が評価した地震や、過去に発生した地震を基にした設定に加え、東日本大震災が、これまで想定できなかった連動型の巨大地震であったことを踏まえ、「想定外」をつくらないという基本的な考えのもと秋田県独自の震源モデルとして連動地震を設定したことによる。

(注) J-SHIS(地震ハザードステーション)は、地震調査研究推進本部が作成した「全国地震動予測地図」及び関連する情報をわかりやすく提供できるプラットフォームとして開発され、地震防災に資することを目的として、日本全国の「地震ハザードの共通情報基盤」として活用されることを目指してつくられたWeb サービス。

■地震による被害想定

最大震度	建物被害			人的被害		ライフライン被害		避難者数
	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数	上水道断水人口	電力停電世帯数	4日後
・天長地震(M=7.2) 想定根拠：過去に発生								
4	6	0	0	0	0	0	116	4
・北由利断層連動(M=7.3) 想定根拠：県独自								
5強	48	6	0	0	1	274	711	115

・秋田仙北地震連動（M=7.3）想定根拠：県独自								
6 強	389	2,558	0	19	367	11,704	4,336	5,212
・横手盆地真昼山地連動（M=8.1）想定根拠：県独自								
7	2,571	7,169	4	167	1,276	12,034	11,606	9,356
・海域 A（M=7.9）想定根拠：過去に発生								
5 弱	25	0	0	0	0	0	474	15
・海域 A + B + C 連動（M=8.7）想定根拠：県独自								
5 強	66	94	0	0	13	573	897	272

※湯沢市想定結果一覧より抜粋

※被害は冬の深夜(午前 2 時)に発生した場合を想定

（栗駒山：火山ハザードマップ）

栗駒山は、本県と岩手・宮城両県に跨る活火山であり、過去約 1 万年間に何度も噴火を繰り返し、最新の噴火は昭和 19(1944)年に昭和湖付近で水蒸気噴火が発生している。

平成 27 年の活火山法改正により、平成 28 年 3 月に、本県及び岩手県、本市含む関係市町村等で構成される「栗駒山火山防災協議会」が設置され、「火山ハザードマップ」を作成した。

また、気象庁は、令和元年 5 月から栗駒山の噴火警戒レベルの運用を開始。噴火発生時の危険範囲や必要な防災対応をレベル 1（噴火予報）から 5（避難）の 5 段階に区分し、噴火警報により伝えることとした。

■火山噴火による被害予測

水蒸気噴火とは、マグマによって加熱された地下水等が爆発的に地表に噴出して発生する噴火である。皆瀬地域小安地区付近まで小さな噴石、1 c m 程度火山灰が積もる可能性がある。

マグマ噴火とは、地下から上昇してきたマグマが地表に噴出して発生する噴火である。皆瀬地域小安地区まで小さな噴石、10 c m 程度火山灰が積もる可能性がある。また、稲川、雄勝、皆瀬地域全域で小さな噴石、1 c m 程度火山灰が積もる可能性がある。

※一定条件の下での影響範囲であり、風向き、噴火規模によってはさらに広範囲に影響が及ぶ可能性がある。

（2）商工業者の状況（商工会基幹システム：令和 6 年 4 月 1 日）

- ・商工業者数 866 人
- ・小規模事業者数 801 人

業 種	商工業者数	小 規 模 事業者数	事業所の立地状況等
製 造 業	224	204	稲川（稲庭・川連）地区はじめ管内各地に点在、土石流・急傾斜警戒区域に立地。雄勝・小野地区は洪水災害エリアにある。
建 設 業	155	149	管内各地に点在

卸・小売業	231	208	稲川、雄勝地区はじめ管内各地に点在
サービス業	177	166	稲川、雄勝地区はじめ管内各地に点在
そ の 他	79	74	管内各地に点在
合 計	866	801	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

① 湯沢市地域防災計画の策定

「湯沢市地域防災計画」は、平成 19 年 3 月に旧 4 市町村の特性を踏まえ策定された。

東日本大震災後、国や県の防災系対策に関する基本計画が改正され、見直しに着手。国、県、消防、警察などの関係機関や関係団体などからなる防災会議委員が組織する防災会議を経て、平成 27 年 9 月「湯沢市地域防災計画改定版」を策定、以後、社会情勢等の変化を踏まえ、地域防災会議による協議を経て随時見直しを行っている。

② 湯沢市国土強靱化地域計画の策定

東日本大震災での大災害の経験を踏まえ、国では「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法(平成 25 年 12 月)」(以下「基本法」という)を制定し、平成 26 年 6 月には、基本法に基づき、国土の強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という)」が策定され、その後平成 30 年 12 月に改訂された。

湯沢市においては、基本法の趣旨を踏まえ、大規模自然災害に備えるため、事前の防災・減災等に関する施策を計画的に推進するための指針となる「湯沢市国土強靱化地域計画」を令和 2 年 6 月に策定した。

特に、商工・観光等産業の停滞を回避するため、BCP 策定を推進し、策定作業を通じ企業の社会的責任を再認識するとともに、ハード・ソフトともに事前の対策を講じることとしている。

③ 第 2 次湯沢市総合振興計画による防災・減災に関する各施策の推進

平成 29 年度から第 2 次総合振興計画がスタート、防災危機対策を推進するため「減災」を防災の基本として上記「地域防災計画」により備えるとともに、自分の命は自分で守る自助と地域で助け合う共助の体制づくり、特に地域で暮らす要援護者の見守り体制づくりを推進する。

④ 湯沢市雄勝郡総合防災訓練

大規模災害が発生したことを想定して訓練を行い、消防本部や災害派遣医療チーム等防災関係機関との災害発生時の応急対策に関する検証・確認を行うとともに、住民の防災意識の高揚を図る。

⑤ 防災に関する情報提供

予測される災害や被害の範囲、指定場所・指定緊急避難場所などの防災情報を掲載した「湯沢市防災マップ」を平成 29 年 2 月に作成。以後、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の新たな指定に伴い、最新の情報を反映した「湯沢市地区版防災マップ」を作成し

た。これは、地域の避難所・避難場所までの経路や地域の特性などをより詳細に確認できるよう、縮尺・サイズを大きくし、自治会を単位として市内 13 地区に分けて作成している。

また、栗駒山が活火山であり噴火の危険があることを周知するため、「栗駒山ハザードマップ」を作成。「水蒸気噴火」と「マグマ噴火」に分けて噴火による影響範囲を示し、公表した。

「湯沢市防災マップ」掲載情報：

特別警報の発表基準、地震・火山噴火警報などの位置づけ、発表への対応

風水害対策、竜巻対策、土砂ハザード情報・洪水ハザード情報

火災対策、火山に関する情報、雪害対策、地震対策

防災対策チェック表、非常時持出品の準備チェック表

指定避難所、指定緊急避難場所、避難行動ガイド

行政・学校等関係機関・ライフライン・災害拠点病院 連絡先

2) 当会の取組

① 事業者BCPに関する国の施策等の周知

小規模事業者の災害発生時への備えの必要性を認識・理解していただくため、国が作成した小冊子「中小企業BCPの策定促進に向けて」の巡回時配布や、防災・減災に取り組む事業者への専門家派遣（秋田県商工会連合会）制度を整えている。また、先の理事会において本会「事業継続計画」策定について説明し、人命優先のもと、商工会機能の復旧・維持、管内情報収集等、防災知識の普及啓発・周知を行った。

② 事業者BCP策定セミナーの開催

近年における主催セミナーの実績はなく、県連合会主催会合や職員向け研修において危機管理対策やBCP策定の必要性に関するカリキュラムを実施、本会役員、青年部女性部、職員等への周知等に取り組んでいる。

③ 損害保険への加入促進

小規模事業者の火災や地震など財産のリスクヘッジ対策をはじめとして、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任の6つのリスクに備える16種の損害保険等について「リスク管理チェックシート」を用いて提案し、全国商工会連合会、県連合会、秋田県火災共済協同組合等と連携した普及・加入促進を行っている。

④ 防災備蓄品

懐中電灯、ラジオ、各種電池、充電器、軍手、救急セット、ティッシュペーパー、防虫スプレー、灯油、マッチ・ライター、マスク、ガムテープ等をそれぞれ備蓄している。

⑤ 防災訓練の実施

毎年、消防設備等の各種点検報告に立ち会い、消防設備や避難経路を確認するとともに、承認された点検報告書を全職員に回覧している。支所では避難場所・経路の確認を実施し、雄勝支所は管理団体である「横堀地域づくり協議会」の指示に従い取り組んでいる。

Ⅱ 課 題

当市における小規模事業者の防災・減災対策への支援における課題は次のとおりである。

① 事業者BCPの策定が進んでいない

管内事業所のうち既にBCP策定済は、業種では製造業や建設業、フランチャイズ加盟コンビニエンスストア等に限られており、規模別では小規模事業者のほとんどが未着手の現状にある。こうした状況から、普及・啓発段階にあり、また、事業所独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取り組みも本格化していない。また、普及・啓発活動に向けた、市、商工会の連携強化への必要性が高まっている。

② 策定支援のスキル習得

事業所BCP策定に関する職員の支援スキル習得に向けた体系的研修等未整備であり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

③ 小規模事業者向けの策定ツールの不足

国はじめ関係機関等から事業者BCPの策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、選択基準等小規模事業者の認識が不足しており、簡易版フォームをはじめとした小規模事業者向け業種別規模別BCP策定ツールが必要である。

Ⅲ 目 標

経済活動の中核を担う中小企業者等は、湯沢市地域防災計画並びに国土強靱化地域計画に基づき本市が直面する大規模自然災害に備えた防災減災対策や事後のいち早い普及等対策について、市、商工会が一体となって取り組むこととし、特に、管内小規模事業者に対して「いかなる大規模災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のための次の取組を行う。

① 管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、防災減災対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個別支援体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

② 被害の把握・報告ルートの確立

災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、市、商工会間における被害状況報告ルールを構築する。

③ 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

災害発生後の速やかな応急対策や復興支援が行えるように、組織の内部体制と、関係機関との連携体制を構築する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当市と当会の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

当市の地域防災計画並びに国土強靱化地域計画に基づき、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

管内小規模事業者に対するBCP計画の必要性について普及・啓発を目的として、年度事業計画に次の事業毎に目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行うこととする。

① 広報等による啓発活動

当市のハザードマップを本所・雄勝支所それぞれの事務所に掲示するほか、会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。

② ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が管内小規模事業者を巡回訪問し、ハザードマップ等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認することによって、いざという時の備えなど防災への意識を高める。

また、国・県・関係機関が運営する「防災ポータルサイト」等を本会ホームページにリンクさせるほか、各事業者に対してQRコード等を周知し、スマートフォン等での共有・活用普及を図ることとする。

③ リスクチェックシートによる簡易診断の実施とリスク軽減のための提案の実施

事業所BCPを検討する際、自然災害に伴うリスクは、建物等の損害のみならず、休業に伴う所得補償や損失、事業主・従業員等のけが、連鎖倒産、復旧資金の備えなど多岐にわたるため、これらのリスクへの対策をあらゆる角度から検証することが求められる。そこでリスク管理状況を確認できる「リスク管理チェックシート」を用いた簡易診断を実施するとともに、リスクを軽減するための取組や対策を説明・提案し、BCP策定セミナーの開催に合わせ「保険相談」等を実施する。

■商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等

財 産 の リ ス ク	○火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器設備の損害補償 ○商品・在庫等の損害補償
休 業 の リ ス ク	○事業主・従業員の休業所得補償 ○災害に伴う営業損失補償
経 営 の リ ス ク	○取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え ○事業主、家族、従業員のけが、病気、がん等への備え ○廃業・退職後の備え ○従業員の退職金積立

自動車のリスク	○自動車運行に伴う事故の賠償補償
賠償責任のリスク	○製造者責任(PL)・情報漏えい等に関する賠償補償
労災事故のリスク	○業務災害、ハラスメント等の管理者賠償責任補償

④ 事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP（簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。

策定支援に当たっては、特にハザードマップで被害が想定されている事業所（冠水・浸水、土石流（雪崩）等）を優先して、次のような普及啓発セミナー等を行う。

○BCP策定支援研修（職員）

職員を対象としたリスクマネジメント基礎研修、管内の災害リスク、小規模事業者向けBCPの作成などのスキルを習得する。

○BCP策定セミナー（小規模事業者）

自社のリスク診断のほか、専門家講師により、独自のマニュアル等を用いたワークショップなど演習型のBCP策定のセミナーを実施する。

○個別支援（小規模事業者）

セミナー参加者への補足等継続支援や、セミナー参加者以外でBCP策定を進めている事業者に対する個別支援を行うとともに、リスク診断結果を踏まえたリスク軽減等解決に向けた対策を提案する。

2) ゆざわ小町商工会事業継続計画の作成

令和2年7月に商工会事業継続計画を作成した（別添：理事会承認済）

今後、2年サイクルで計画更新を行う。

3) 関係団体等との連携

職員向け研修会をはじめBCP策定セミナーや個別支援について、連携する損保会社等に専門家の派遣を依頼し協力を求める。

また、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

4) 事業者BCP策定のフォローアップ

管内小規模事業者のBCP策定の取組状況を把握し、毎年度、策定の有無・取組状況等についてデータベース化するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。

また（仮称）湯沢市事業継続力強化支援協議会（構成員：当市、当会）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 訓練の実施

市総合防災訓練に積極的に参加するとともに、当市との連絡ルートの確認等を行う。

＜ 2. 発災後の対策＞

災害発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

① 応急対策の定義

応急対策とは、各団体がそれぞれのBCPで定める「安否確認」、「時間外・休日の職員の参集」に加え、参集した後に実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことをいい、中でも、本計画の中で市と商工会が連携して行う応急対策は次の業務とする。

■市と商工会が連携して実施する応急対策（非常時優先業務）

- 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務
- 2) 被害調査・経営課題の把握業務
- 3) 復興支援策を活用するための支援業務

また、応急対策を開始するためには、参集できる職員の確保をはじめ、事務所や電力等の確保が前提となり、一方もしくは両方がこれらを確保できない状況に陥ることも想定し、まずは、応急対策実施の可否を確認するための仕組みを整備する。

② 役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

当市、当会それぞれのBCPに従い安否確認を行う。

安否確認の際、(1)本人・家族の被災状況、(2)近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、(3)出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。

■安否確認の対象と目標時間

団 体 名	安否確認の対象と目標時間
湯 沢 市 商 工 課	○職 員：発災後1時間以内に緊急連絡網（携帯電話）にて確認
ゆざわ小町商工会	○職 員：発災後1時間以内にLINEグループ機能にて確認 ○三 役：3時間以内に携帯電話・Eメールにて確認 ○役 員：1日以内に携帯電話にて確認 ○会 員：3日以内に役員を通じ地区毎の会員安否を確認

③ 安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後2時間以内には、安否確認結果や大まかな被害状況等を共有することとし、連絡窓口については次のとおり、連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話とする。また、県への報告は、当市から当会分も含めて行う。

■安否確認結果の連絡窓口

団 体 名	安否確認結果の連絡窓口		報告する団体等
	第1順位	第2順位	
湯 沢 市 商 工 課	課 長	商工労政班 班長	秋 田 県 産 業 政 策 課
ゆざわ小町商工会	事 務 局 長	副 事 務 局 長	湯 沢 市 商 工 課

2) 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点において、その被害規模に応じて実施する応急対策の方針を決定する。

方針決定は、両者間で協議し決定することとし、想定する応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

○被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	○地区内の10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ○地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	○地区内の1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ○地区内0.1%程度の事業所で、床上浸水、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

○被害情報等の共有間隔

期 間	情報共有する間隔
被災後～1週間以内	1日に4回（9時、11時、14時、16時）共有する
2週間以内	1日に2回（9時、14時）共有する
1月以内	1日に1回（9時）共有する
1カ月超	2日に1回共有する

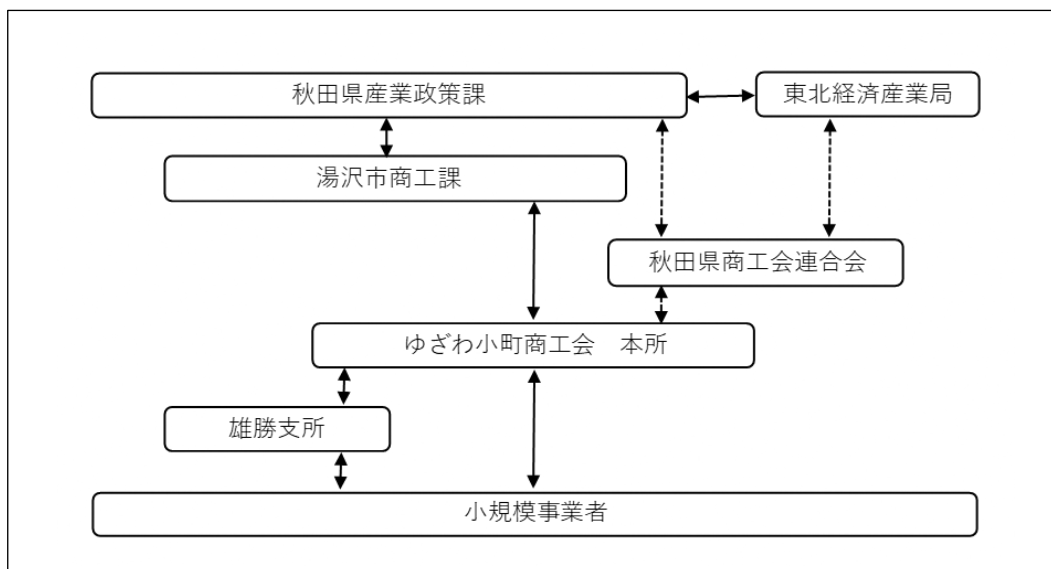
< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

発災時に管内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報の県等への報告方法について、あらかじめ確認しておく。

1) 指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は次のとおりである。

■指揮命令・連絡体制図



2) 二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定

二次被害を防止するため、被災地域で活動を行うことについては、湯沢市商工課長が市災害対策本部の指示に従いながら、活動方針を決定し、当会に指示等を行う。

3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

① 被害調査シートの統一

被害を迅速かつ的確に把握するため、被害調査シート、集計・報告シートを別途定め、両者共通で用いるものとする。

② 被害額の算定の対象

市防災地域計画に基づき、当会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家の被害」と「商工被害」の2つとする。

○非住家被害

事業用の建物をいう。具体的には、店舗、工場、事務所、作業場、倉庫などの被害であり、建物と一体となった建物附属設備についても対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。また、「非住家被害」の対象としては、被害の程度に関わらず、床下浸水から全壊に至るまでを区分毎に把握するものとするが、市防災本部への被害報告に限っては、定めにより全壊または半壊の場合のみとする。

○商工被害

建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

③ 被害額の算定基準

被害額の算定は、中小企業庁の『中小企業BCP策定運用指針第2版』に基づき、事業の復旧に必要な費用（直接被害）を見積もることとし、具体的には次のとおりとする。

■算定すべき被害額と算定基準（直接被害）

分 類	被害区分	被害程度の目安	被害額の算定基準	市防災本部報告の該当
非住家の被害	全 壊	基本的機能を喪失したもの 延べ床面積の 70%以上の 損壊等	事業の復旧に必要な 撤去費（解体・運搬・ 処分費）と再調達価格 を求める	○
	半 壊	基本的機能の一部を喪失 したもの 補修が可能なもの	事業の復旧に必要な 修繕費を求める。 事業の復旧に直接関 係しない経費は除く	○
	一 部 破 損	全壊・半壊に至らない破損 窓ガラス破損程度は除く		
	床 上 浸 水	土砂等の堆積等で一時的 に使用不可の浸水		
	床 下 浸 水	床上に至らない程度に浸 水したもの		
商工被害	商品・製品 仕掛品 原材料	喪失したもの、廃棄せざる を得ないもの	仕入原価・製造原価を 求める	○
	構 築 物 車両・運搬具 工 具 器具・備品 機械・装置	修繕又は再調達せざるを 得ないもの	事業の復旧に必要な 撤去費（解体・運搬・ 処分費）と再調達価格 または修繕費を求め る	○

※ 被害を把握するタイミングによって、再調達価格や修繕費の見積もりが困難な場合が想定されるため、把握可能な範囲において概算価格等にて把握しても差し支えないものとする。その場合の記入方法として、業者の見積りの場合：（見）、取得価格の場合：（取）、概算の場合：（概）と表記して区分することとする。なお、構築物は建物と一体となった建物附属設備（電気、給排水、衛生、空調等の各設備）は非住家被害とし、塀門扉、橋梁、舗装設備（建物と分離された看板塔等を含む）は商工被害とするが、いずれも事業の復旧に必要な資産のみを対象とする。

4）共有した情報の県等への報告方法

当市・当会の両者間で共有した情報については、県の指定する方法により当市より県に報告するものとする。また当会は県連合会に報告する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

① 相談窓口の開設

当会は、市と協議のうえ、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。

また、国・県から相談窓口設置に関して特別要請を受けた場合はこれに従うものとする。

② 管内小規模事業者の被害状況の確認について

発災後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施することとする。

■時間経過とともに必要となる被害調査等

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	発災直後 ～2日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象に LINE、Eメール、携帯電話
		大まかな被害の確認調査 (職員参集可否・居住地周辺被害状況)	役職員や災害想定区域の事業者を中心として携帯電話等による聞き取り
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認調査 (非住家被害・商工被害)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り
		間接被害の大まかな確認調査 (再開可否、商品原材料調達状況、風評等)	
3	発災3日後～ ～14日程度	経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り、保険請求手続き等)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

③ 被災事業者施策の周知について

応急時に有効な被災事業者施策（国・県・市等の施策）について、地区内小規模事業者等への確に周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年6月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）

■実施体制

```
graph TD
    subgraph Yamanashi_City [◆湯沢市]
        A[湯沢市災害対策本部  
(産業振興部長)]
        B[湯沢市商工課長]
        C[商工労政班]
        A <-->|確認| B
        B --- C
    end
    subgraph Chamber_of_Commerce [◆ゆざわ小町商工会]
        D[事務局長]
        E[副事務局長]
        F[法定経営指導員1名]
        D --- E
        E --- F
    end
    C <-->|連携| E
    E <-->|連絡調整| F
    F --- G[雄勝支所]
    F --- H[本所]
```

商工業者数	866	事務局長	1名
小規模事業者数	801	経営指導員	5名
会員数	531	経営支援員	6名
計			12名

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先
佐藤 和久 0183-42-2163：本所

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）
法定経営指導員を中心に、本計画の具体的取組を行うものとし、随時、小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめ事業所BCPの策定支援等、半年毎に進捗状況を確認し市当局と共有する。また、職員の指導助言を行い、目標達成に向けた進捗管理、事業評価を行い、計画見直し等を検討し、年1回、市当局と協議する。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

ゆざわ小町商工会

〒012-0105 秋田県湯沢市川連町字平城下2-3-2
TEL(0183)42-2163 FAX(0183)42-4843
E-mail yuzawakomati@skr-akita.or.jp

②関係市町村

湯沢市産業振興部商工課商工労政班

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1-1
TEL(0183)55-8186 FAX(0183)79-5057
E-mail shoko-rosei-gr@city.yuzawa.lg.jp

※ その他：上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	750	1,050	1,250	1,250	1,250
1. B C P策定支援研修開催費 ・講師謝金・旅費 ・会場借料	100	100	100	100	100
2. B C P策定セミナー開催費 ・講師謝金・旅費 ・会場借料・広告料	200	300	400	400	400
3. 個社支援・専門家派遣費 ・専門家謝金・旅費	300	500	600	600	600
4. 普及・啓発費 ・ポスター・チラシ印刷費	100	100	100	100	100
5. 評価会議開催費 ・専門家謝金・旅費 ・会議費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

市補助金、国・県補助金、会費収入、手数料収入

講師や専門家に係る謝金・旅費については、専門家派遣機関や連携する損保会社事業等により減額
含め変動の可能性がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等